市立大学

京都市学長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

別表総務課長の項中第6号を第13号とし、第5号を第12号とし、第4号を第1 1号とし、第3号を第6号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (7) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。
- (8) 自動車重量税の支出決定に関すること。
- (9) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (10) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表総務課長の項第2号を同項第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (4) 1件100,00円以下の支出決定に関すること。
- (5) 旅費の支出決定に関すること。

別表総務課長の項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表看護短期大学事務室事務長の項中第15号を第22号とし,第8号から第14号までを7号ずつ繰り下げ,第7号を第10号とし,同号の次に次の4号を加える。

- (11) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。
- (12) 自動車重量税の支出決定に関すること。
- (13) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。

(14) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表看護短期大学事務室事務長の項第6号を同項第7号とし、同号の次に次の2号 を加える。

- (8) 1件100,00円以下の支出決定に関すること。
- (9) 旅費の支出決定に関すること。

別表看護短期大学事務室事務長の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

附則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)